

下水道

農業集落排水・簡易排水の使用人数が変更になったら

農業集落排水施設使用料金と簡易排水処理施設使用料金について、次の理由などで使用人数が増減があった場合は届け出てください。

- **農業集落排水事業実施地区**／①田殿地区 ②徳田地区 ③吉見地区 ④熊井・奥地区 ⑤吉原地区
- **簡易排水処理事業実施地区**／栗林地区

増減理由の例

- ・ 出生や死亡などによるもの
- ・ 婚姻によるもの
- ・ 就学や就労に伴う転居によるもの

問 下水道課

公共下水道への早期接続を お願いします

下水道は、各家庭のトイレや台所などから流される汚れた水を安全できれいな水に処理し、川や海に返すことを目的としています。公共下水道・農業集落排水が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、できるだけ早期の接続をお願いします。

また、公共下水道の使用開始後、早期に下水道接続をしていただくと、

早期接続奨励金制度がご利用いただけます。下水道接続が公共下水道の供用開始から1年以内の場合は5万円、2年以内の場合は4万円、3年以内の場合は2万円を受給できます。

問 下水道課

下水道の上手な使い方 と注意

下水道（公共下水道・農業集落排水・浄化槽）をご利用いただいている皆さまは、次のことに注意して使用してください。

- **分離すの清掃**／定期的（1カ月に1回以上）に清掃し、油分や食物クズを取り除いてください。 ※分離すとは／台所の流しから家の外につながっている1個目のますのこと
- **台所の排水**／調理後の油などは固めるか新聞紙などでふき取り、できるだけ流さないようにし、野菜くずや残飯などは三角コーナーや排水口に網を付け、取り除いてください。
- **トイレの排水**／トイレットペーパー以外の紙・たばこ・布切れ・紙おむつ・生理用品などの異物は流さないでください。
- **農薬や消毒薬などの薬品**／汚水を処理する微生物が死滅し、処理で

きなくなりします。絶対に流さないでください。

問 下水道課

合併処理浄化槽設置補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

- **補助対象区域**／公共下水道事業区域と農業集落排水整備地区を除く区域
- **申請受付期間**／11月15日（金）まで
- **必ず浄化槽の設置工事に着手する前に申請してください。**

※予算の範囲内で補助金を交付します。予算がなくなり次第受け付け終了となります。

● 補助金上限額

- ・ 5人槽／43万2000円
- ・ 7人槽／53万8000円
- ・ 8人槽以上／71万2000円

● 補助金受給要件

- ・ 有田川町に住民登録されているまたは工事完了後に居住する者であること
- ・ 個人住宅であること（店舗併用住宅は条件により含む）
- ・ 令和2年（2020年）3月31日までに設置工事を完了し、補助金にかかる必要書類を提出できること
- ・ 各町税を完納していること

問 下水道課

浄化槽を使用している 皆さまへ

浄化槽管理者には、次の3項目の維持管理が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽は適正に管理しましょう。

- **保守点検（浄化槽法第10条）**／浄化槽の機能を発揮させるためには、定期的に点検や調整、薬剤の補給・修理など保守点検を受けなければなりません。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者で行ってください。
- **清掃（浄化槽法第10条）**／浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行わなければならない。清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。
- **法定検査（水質検査）（浄化槽法第7条・第11条）**／浄化槽は、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に1回、その後は毎年1回の水質の定期検査を受けなければならない。県が指定した検査機関（公益社団法人和歌山県水質保全センター有田川事務所 ☎63・6161）で受けてください。

問 下水道課